（自動車タイヤ整備士等の技能検定）

第十条　自動車タイヤ整備士等の技能検定の学科試験及び実技試験は、次の表の自動車の装置の種類の欄に掲げる自動車の装置に関し、それぞれ同表の学科試験の科目の欄及び実技試験の科目の欄に掲げる科目について行う。

技能検定の種類	自動車の装置の種類	学科試験の科目	実技試験の科目
自動車タイヤ整備士の技能検定	タイヤ及びその附属装置	一　構造、機能及び取扱法 二　点検、修理、調整及び完成検査の方法 三　整備用機械に関する初等知識 四　整備用の試験機、計量器及び工具の構造、機能及び取扱法 五　材料の性質及び用法 六　図面に関する一般知識 七　保安基準その他の自動車の整備に関する法規	一　基本工作 二　点検、分解、組立て、調整及び完成検査 三　修理 四　整備用の試験機、計量器及び工具の取扱
自動車電気・電子制御装置整備士の技能検定	電気装置及び電子制御装置		
自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定	車わく及び車体並びに電子制御装置		

（一級の受験資格）

第十七条　一級自動車整備士（総合）の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　二級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者

二　一級自動車整備士（二輪）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有する者

三　二級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した者であつて、一種養成施設の一級自動車整備士（総合）の課程を修了したもの

2　一級自動車整備士（二輪）の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　二級自動車整備士（二輪）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者

二　二級自動車整備士（二輪）の技能検定に合格した者であつて、一種養成施設の一級自動車整備士（二輪）の課程を修了したもの

三　前項第一号又は第三号に掲げる者

（二級の受験資格）

第十八条　二級自動車整備士（総合）の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　三級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者

（自動車タイヤ整備士等の技能検定）

第十条　自動車タイヤ整備士等の技能検定の学科試験及び実技試験は、次の表の自動車の装置の種類の欄に掲げる自動車の装置に関し、それぞれ同表の学科試験の科目の欄及び実技試験の科目の欄に掲げる科目について行う。

技能検定の種類	自動車の装置の種類	学科試験の科目	実技試験の科目
自動車タイヤ整備士の技能検定	タイヤ及びその附属装置	一　構造、機能及び取扱法 二　点検、修理、調整及び完成検査の方法 三　整備用機械に関する初等知識 四　整備用の試験機、計量器及び工具の構造、機能及び取扱法 五　材料の性質及び用法 六　図面に関する一般知識 七　保安基準その他の自動車の整備に関する法規	一　基本工作 二　点検、分解、組立て、調整及び完成検査 三　修理 四　整備用の試験機、計量器及び工具の取扱
自動車電気装置整備士の技能検定	電気装置		
自動車車体整備士の技能検定	車わく及び車体		

（一級の受験資格）

第十七条　一級の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　二級の技能検定（二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。以下この条において同じ。）に合格した日から自動車の整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者

（新設）

二　二級の技能検定に合格した者であつて、一種養成施設の一級の課程を修了したもの

（新設）

（二級の受験資格）

第十八条　二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者